安全で安心な街へ

カラス被害防止条例が平成31年1月1日から施行

6月議会で「市川市民が安全で安心して快適に生活することができる環境の向上のためのカラス被害の防止等に関する条例」が可決されました。

目的

ごみ集積所でのごみの飛散、カラスの攻撃、威嚇などのカラス被害の対策を事前に行い、市民が安全で安心して快適な生活を送ること

市の責務

①カラス被害対策指針を策定し、カラス被害を減らすための方策や防止策などを講じます

②カラス被害の対策に関する情報の収集及び提供、施策の啓発などを行うとともに、推進体制を整備します

事業者の責務

カラス被害の発生を防ぎ、市が実施するカラス被害の対策に協力します

市民の責務

①ごみ集積所において、ごみを適正に排出し、カラスへの餌やりなど、カラス被害を発生させないよう努めます

②集合住宅の所有者などはごみ集積所の設置、管理をし、清潔に保ちます

③市の施策に対し、協力します

行政指導及び不利益処分

違反者に対して助言、支援を行い、改善指導を行います

集合住宅のごみ集積所について指導でも改善しない場合は、改善勧告・命令、違反事実の公表を行います

問☎712-6301清掃事業課

税の納期限の確認を

8月31日（金）は、市県民税第2期、国民健康保険税第2期の納期限です。インターネットやコンビニエンスストアでも納められます。（納税・債権管理課、国民健康保険課）

お知らせ

◆傍聴しよう〈希望者は直接会場へ〉

◆社会福祉審議会
8月23日（木）午後2時〜4時／仮本庁舎第1・2委員会室（福祉政策課）

◆介護保険地域運営委員会
8月29日（水）午後2時〜3時30分／仮本庁舎第3委員会室／30人（福祉政策課）

◆一般国道464号北千葉道路（市川市〜船橋市）の環境影響評価方法書の縦覧・説明会

一般国道464号北千葉道路について、環境影響評価法に基づく環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を記載した環境影響評価方法書の縦覧と説明会を開催します。詳しくは県都市計画課Webサイトを確認してください。

◆図書の縦覧
日9月13日（木）まで
場交通計画課（市川南仮設庁舎）

◆意見書の提出
日9月27日（木）まで
提出先 県都市計画課（千葉市中央区市場町1の1）

◆説明会
日8月29日（水）午後7時（受付は30分前から）
場道の駅いちかわ（国分6の10の1）
問☎712-6341交通計画課

◆公共下水道事業計画変更案の縦覧

公共下水道（菅野処理区）の事業計画を変更するにあたり、下水道法施行令第3条の規定により関係図書を縦覧できます。期間中に案に係る意見を受け付けます。
日8月20日（月）〜9月3日（月）
場河川・下水道建設課（市川南仮設庁舎）
問☎712-6333同課

◆市川南ポンプ場建設の説明会

市川南ポンプ場の建築内容及び公共下水道（雨水）の事業計画について説明会を実施します。駐車場に限りがありますので公共交通機関を利用してください。
日8月29日（水）午後3時、7時（同内容で2回実施）
場市川南仮設庁舎
問☎712-6362河川・下水道建設課

◆下水道排水設備工事責任技術者の登録更新手続き

有効期限が平成31年3月31日の方は、登録更新の手続きをしてください。申請書類は登録住所に郵送します。更新手続きをしないと資格を喪失します。
受付期間 9月3日（月）〜14日（金）
問☎043・245・6112県下水道協会事務局（千葉市役所下水道経営課内）、☎712・6482下水道経営課

◆道路上の私物設置は禁止です

店先や宅地前の側溝などの道路（公道）上に、看板や品書き、のぼり旗、植物鉢などが置かれているケースが多く見られます。道路には、電柱や工事用足場など道路占用許可を受けたものを除き、私物を置くことはできません。また、許可を得て道路上空に越境して看板を設置することはできますが、看板を道路に直接設置することは、許可していません。歩行者のけがのもとになるのでやめましょう。無許可物件に対する許可の促進や是正指導を引き続き行います。適正な道路利用に協力してください。
問☎712・6345道路管理課

◆防災行政無線の情報伝達訓練を実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート）を使用した防災行政無線の一斉訓練放送を行います。
日8月29日（水）午前11時
問☎704・0065地域防災課

◆8月30日（木）〜9月5日（水）は建築物防災週間です

大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。万一に備え、非常口や避難通路の確保、ブロック塀の倒壊対策、外壁の落下防止など、建築物の再点検を行いましょう。市では、建築物防災週間に合わせて、商業施設などを対象に防災査察を実施し、非常時の安全性が確保されているか立ち入り調査を行います。調査が決まった建築物の管理者の方は、査察への協力をお願いします。
問☎712・6335建築指導課

◆リコール製品の確認を

リコールとは、製品の不具合などで事故が発生した場合、同じような事故防止のために、製造・販売した事業者が製品の回収・交換、無償修理などを行うことです。リコール製品と知らずに使用していたために、火災や死亡事故などの重大な事故になったケースもあります。リコール情報はテレビや新聞などの報道や消費者庁Webサイトで確認できます。
問☎320・0666消費生活センター

9月の市民相談

総合市民相談課☎712・8529予約・問い合わせ

相談名		会場・日程	相談時間	相談内容〈　〉は相談員
民事一般		仮本庁舎・行徳支所 毎週月〜金曜日	8:50〜12:00 13:00〜17:00 （受付16:30まで）	民事に関する一般的な相談、市政案内〈市民相談員〉
出張市民相談		大柏出張所 21（金）		
行政書士		仮本庁舎 10（月） 行徳支所 なし	13:00〜17:00 （受付16:30まで）	相続手続、遺言書、贈与、成年後見、契約書、官公署提出書類作成、外国人の在留などに関する申請など〈行政書士〉
行政		仮本庁舎 26（水） 行徳支所 3（月）	13:00〜15:00 （受付14:30まで）	国、特殊法人などへの苦情や要望〈行政相談委員〉
登記		仮本庁舎 5（水） 行徳支所 19（水）	13:00〜16:00 （受付15:30まで）	不動産登記、会社登記、境界問題など〈司法書士・土地家屋調査士〉
不動産取引		仮本庁舎 3（月）、25（火） 行徳支所 10（月）	13:00〜16:00 （受付15:30まで）	土地・建物の売買や賃貸などのトラブル〈宅地建物取引士〉
予約制	弁護士法律（平日）	仮本庁舎 6（木）、7（金）、14（金）、20（木）、21（金）、28（金） 行徳支所 14（金）、21（金）、28（金）	13:00〜16:00	相続・遺言、損害賠償、金銭貸借、離婚、借地借家、成年後見などの専門的な法律の知識を必要とする相談〈弁護士〉〈認定司法書士〉
予約制	弁護士法律（土曜）	市川教育会館 8（土）	13:00〜16:00	
予約制	司法書士法律（昼間）	仮本庁舎 19（水） 行徳支所 26（水）	13:00〜16:40	
予約制	司法書士法律（夜間）	仮本庁舎 5（水）、12（水）、19（水）、26（水） 行徳支所 12（水）	17:00〜20:00	
予約制	税金	仮本庁舎 11（火） 行徳支所 なし	13:00〜16:00	相続、贈与、売買など税の相談〈税理士〉
予約制	交通事故	仮本庁舎 13（木）、27（木） 行徳支所 27（木）	10:00〜15:00	示談や損害賠償の方法〈県交通事故相談員〉　※土日祝日を除く2日前までに要予約

※弁護士法律相談（平日）の予約は毎週金曜日（閉庁日の場合は前日）午前8時45分から翌週分を直通電話で受け付けます。※祝日の相談は休みです。

相談名	会場・日程	相談時間	相談内容〈　〉は相談員
消費生活	消費生活センター 毎週月〜金曜日（毎月第2・4土曜日は電話相談のみ）	10:00〜16:00（窓口及び電話相談）	消費生活に関する相談、苦情処理及び消費者トラブル解決のあっせん〈消費生活相談員〉
	消費生活センター☎320-0666		
	行徳支所 11（火）、25（火）	10:00〜12:00 13:00〜16:00	
	行徳支所市民相談室☎359-1121		
多重債務 予約制	仮本庁舎 4（火）、18（火） 行徳支所　なし	13:00〜16:00	多重債務に関する相談〈弁護士〉※予約制（消費生活センター☎320-0666）
人権擁護	仮本庁舎 12（水） 男女共同参画課☎322-6700	13:00〜16:00 （受付15:30まで）	家庭問題やいじめ、いやがらせなどの悩み〈人権擁護委員〉
建築行政	仮本庁舎 毎週月・水・金曜日 建築指導課☎712-6335	9:00〜17:00 （受付16:30まで）	建築にかかわる民事的な相談（中高層建築物を含む）〈建築行政相談員〉
労働 予約優先	勤労福祉センター 5（水）、19（水） 商工振興課☎704-4131	18:00〜20:00	労働上のトラブルに関する相談〈社会保険労務士〉
年金	行徳支所 13（木）	13:00〜16:30 （受付16:00まで）	各種公的年金について〈社会保険労務士〉
	国民年金課☎712-8538		
住宅リフォーム 予約優先	仮本庁舎 13（木）、27（木） 街づくり推進課☎712-6327	13:00〜16:00 （受付15:00まで）	増改築、修繕など〈市川住宅リフォーム相談協議会相談員〉
後見制度 予約制	社会福祉協議会 25（火） 社会福祉協議会☎320-4001	9:00〜16:00	高齢者・障がい者の成年後見制度の相談〈社会福祉士〉

法定相続情報証明制度

これまで相続のさまざまな手続きを行う際に、亡くなられた方の戸籍謄本などを取得し、それぞれの窓口に何度も出し直す必要がありましたが、法務局に戸籍謄本などを提出し相続関係を一覧に表した証明書（法定相続情報）の交付を受け、この証明書を各関係機関に利用することで、戸籍謄本などを何度も出し直す必要がなくなりました。

また、平成30年4月からは、法定相続情報証明制度を相続税の申告に利用することができるようになり、さらに相続に関する各種手続きに係る負担を軽減できることになりました。制度の詳しい内容や手続き方法は、法務局Webサイトを確認するか、問い合わせてください。

問☎339・7701千葉地方法務局市川支局 （市民課）

講座・催し

消防局の講習

修了者には各講座修了証を発行します。開始時間を過ぎての来場は受講不可。

場消防局（車での来場不可）
人市内在住、在勤、在学の中学生以上の方、申込順各30人
申8月20日（月）から☎333・2111消防局救急課

◆普通救命講習Ⅰ
AEDを使用した成人に対する心肺蘇生法、異物除去法。
日9月5日（水）、11日（火）午前9時〜正午

◆普通救命講習Ⅲ
AEDを使用した小児・乳児に対する心肺蘇生法、異物除去法。
日9月30日（日）午前9時〜正午

◆外傷応急手当講習
応急手当の目的及び重要性、止血の方法、けがや骨折をした場合の応急手当の方法。
日9月20日（木）午前9時〜正午

Ichikawa商人塾2018 成功店が実践する「お店づくりの秘訣」（全6回）

店舗診断のスペシャリスト並山武司氏（I&C INSTITUTE代表）を講師に迎え、経営や販売促進の講義と、塾生店舗で行う店舗改善指導を通じて、時代の変化に対応できる「魅力あるお店づくり」について学びます。詳しくは市公式Webサイトを見てください。

日10月15日、10月22日、10月29日、11月12日、11月19日、12月3日、いずれも月曜日午後2時〜4時
場アイ・リンクルーム、塾生店舗
人市内で商業を営む、店舗改善に意欲ある商業者、15人程度
¥4,000円（商店会加入者は3,000円。全6回分）
申申込用紙を9月10日（月）必着で郵送（〒272-0021八幡3の3の2の408）、FAX711-1144で商工振興課またはイベントポータルサイトで申し込み
問☎711-1140同課

女性のための情報&アートスペース『ベルヴィ』輝く秋色ネイル&メイク開催

「ベルヴィ」は、お茶を飲みながら本を読んだり、簡単なアートワークをしたり、自分のための自由な時間を過ごせる女性のための居場所です。隔月開催。託児（10カ月〜未就学児）希望の方は要事前予約。

日9月4日（火）午前11時〜午後1時（時間内の出入り自由）
場男女共同参画センター
人女性
講伊藤春江氏（ポーラ・ザ・ビューティ）
問☎322・6700男女共同参画センター

女性起業家育成セミナー（全6回）

起業を目指す女性のためのセミナーです。起業に必要となる知識や創業事例、ワーク・ライフ・バランスなどをバランスよく学び、創業計画を作成します。

日8月29日〜10月3日の毎週水曜日午前10時30分〜午後4時10分
場男女共同参画センター
人創業・起業を計画、考えている女性、申込順30人
¥10,800円（全6回分）
申千葉商科大学Webサイトで申し込み
問☎373・9755同大学 大学院社会人教育センターオフィス （商工振興課）

戦没者遺児による慰霊友好親善事業

日本遺族会では、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」への参加者を募集しています。同事業は、厚生労働省から補助を受け、先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象に、旧戦域を訪れて慰霊追悼を行い、同地域住民と友好親善を図ることを目的としています。参加費用10万円。詳しくは問い合わせてください。

問☎043・251・3358千葉県遺族会 （生活支援課）

輝く女性応援フォーラム

県で行っている「輝く女性応援事業」の一環として、自分らしい働き方を実践している女性に話を聞くフォーラムを開催します。

日9月5日（水）午前10時30分〜午後0時45分
場イオンコンパス幕張（千葉市美浜区ひび野2の4プレナ幕張6階）
内①福田萌氏トークショー②女性の多様な働き方セミナー③「輝く女性応援プログラム」の案内
人再就職を希望する女性、女性の働き方に興味のある方など、申し込み多数の場合は抽選で100人（託児あり、申込順20人）
申☎043・245・9420または直接ジョブサポートセンター（千葉市中央区新町3の13千葉TNビル3階） （商工振興課）

募集

市川市景観賞

市内で良好な景観づくりに貢献する活動を行っている個人や団体を表彰します。啓発イベント、建築・まち並み、清掃、緑化、その他の部門に分け自薦・他薦問わず募集します。詳しくは市公式Webサイトを確認してください。

日9月28日（金）まで
申市川市景観賞推薦調書（公民館やまち並み景観整備課窓口などで配布）に必要事項を書き、9月28日（金）まで（消印有効）に郵送（〒272-0033市川南2の9の12）、FAX712-8784、持参のいずれかで同課

文化活動作品の展示場所に 全日警ホールの休憩スペースを貸し出し

市民活動で制作した絵画・写真・手工芸作品などを展示できるよう、2階エレベーター前スペースを「文化の広場」として、10月1日（月）から無料で貸し出します。

なお、当スペースは展示専用ではないため、設備に限りがあります。

10月〜平成31年1月分の抽選日・場所
8月25日（土）午前9時／全日警ホール（2月以降の利用分は施設予約システムでの予約になります）第2展示室の使用者が優先となりますので、空き状況は問い合わせてください。

人全日警ホールに使用者登録をしている団体・個人（文化活動の中身、実態が文化事業に適したものであり、宗教的・政治的・営利的でないもの）
利用期間 1回あたり最大6日間、年間（4〜3月）で12日間まで
貸出範囲 2階エレベーター前スペースを1団体に貸し出し。絵画などはピクチャーレールを使用して、小物類は展示ケース（鍵付き）を使用して展示。
問☎335・1542同施設

▲このスペースにあなたの作品を飾ってみませんか

いちかわ市民まつりの協賛企業を募集

▼多くの市民が来場し盛り上がります

例年約3万人の来場者がある同まつりの協賛企業・団体を募集します。

いちかわ市民まつり 11月3日（祝）午前10時〜午後4時（荒天中止）
協賛特典 ①当日配布するプログラムに会社名（団体名）を掲載②会場看板に会社名（団体名）を掲載③市川市観光協会Webサイトのいちかわ市民まつり特設ページに会社名（団体名）を掲載（期間＝9月中旬〜平成31年3月末）④粗品進呈
協賛金額 一口10,000円（銀行振り込みまたは直接事務局窓口に持参）
申協賛申込書（事務局問い合わせまたは市公式Webサイトを確認）を9月14日（金）までに持参、郵送（〒272-0021八幡3-3-2-408）、FAX711-1146のいずれかで同まつり実行委員会事務局
問☎711-1142同事務局（観光交流推進課）

排水側溝清掃

●自治（町）会・個人の自主的な清掃活動です。ご協力ください。●協力していただいた際に揚げられた泥土は市で回収します。●泥土の回収は、清掃日直後の月曜日か火曜日（清掃日が月・火曜日の場合は、その週）に伺います。●なお、一般ごみ一般廃棄物などは回収しません。●不定期（臨時）に側溝清掃する場合は連絡してください。

（道路安全課）

月・日	曜日	清掃地域
8・18	土	新田2〜4、曽谷1〜4（第1から第4）
8・19	日	鬼越（全）、鬼高（全）、新井（全）、島尻、広尾1、日之出、南行徳1・2
8・20	月	平田（全）
8・22	水	八幡6、東菅野4の一部（古八幡、冨貴島）
8・25	土	新田1・5
8・26	日	高石神、宮久保1（大境）、河原、下新宿、本塩、欠真間（全）、本行徳、妙典（全）、塩焼、関ケ島、伊勢宿、末広（全）、相之川（全）
8・27	月	富浜（全）、宮久保（全）
8・28	火	東菅野4・5（美里苑）、福栄（全）
8・29	水	本北方1
8・30	木	曽谷6・7（第5）、下貝塚（全）
9・1	土	市川4（根本）、北方2、本北方1の一部（北方中央）
9・2	日	押切、湊、湊新田（全）、新浜1、南行徳3・4、大洲（全）、大和田1・3・5、田尻4・5の一部、原木4、国分2・3（根古屋）、若宮1、北方町4（東南・富士見台）、曽谷1、奉免町（ひめみや）、柏井町1（第1、東昌台）、柏井町3（第3団地）
9・3	月	本北方2、国府台（全）
9・5	水	香取（全）、行徳駅前3・4
9・6	木	本北方3、北方3、若宮2
9・7	金	八幡1、南八幡1（八幡上・下）、若宮3（上町）
9・8	土	稲荷木（全）
9・9	日	中国分（全）、国分1、大和田2・4、東大和田（全）、大町、大野町（全）、稲越町、北方町4（千足）、曽谷5・8（第6）
9・10	月	高谷、二俣（全）、真間4・5
9・11	火	北国分（全）、中山3・4
9・12	水	中山1・2
9・15	土	須和田（全）、北方1
9・16	日	南八幡1（しらさぎ）、鬼越（全）、鬼高（全）、新井（全）、島尻、広尾1、日之出、南行徳1・2
9・17	祝	平田（全）
9・18	火	新田2〜4、曽谷1〜4（第1から第4）
9・20	木	若宮3（下町）、市川南1〜4、市川2